

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	印紙税：外（国税 24）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 株式会社日本政策金融公庫等が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とされている。	
		《要望の内容》 株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、東日本大震災復興特別会計が、第2期復興・創生期間後の当面 5 年間（令和 12 年度まで）継続されることを踏まえ、当該適用期限を 5 年間（令和 12 年度まで）延長することを要望する。	
		《関係条項》 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条第 1 項、同法施行令第 37 条第 1 項第 3 号・第 4 号・第 5 号、第 2 項第 2 号・第 4 号・第 6 号	
5	担当部局	中小企業庁事業環境部金融課 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：平成 23 年度～令和 8 年度	
7	創設年度及び改正経緯	本措置は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図る目的で平成 23 年 4 月に成立した「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、令和 3 年 3 月末を期限として措置された。 令和 3 年度税制改正においては、令和 3 年 3 月末となっていた期限を令和 8 年 3 月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。	
8	適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が必要かつ十分な特別貸付け等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。  《政策目的の根拠》 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条第 1 項、同法施行令第 37 条第 1 項第 3 号・第 4 号・第 5 号、第 2 項第 2 号・第 4 号・第 6 号

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																																				
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。（指標：貸付実績）																																				
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	—																																				
10	有効性等	① 適用数	<p>○平成 23 年 3 月 11 日以降の適用件数（推計）</p> <p>適用件数（推計）（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6,513</td> <td>2,449</td> <td>1,989</td> <td>1,402</td> <td>1,043</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,153</td> <td>554</td> <td>211</td> <td>85</td> <td>76</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>37</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>15,548</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）日本政策金融公庫中小企業事業、商工中金及び支援事業に係るものの合計 （※2）H23 年度実績には、H23 年 3 月 11 日～3 月末までの実績を含む。</p> <p>【算定根拠】 —</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	適用件数	6,513	2,449	1,989	1,402	1,043		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	適用件数	1,153	554	211	85	76		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計	適用件数	37	14	13	9	15,548
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																		
適用件数	6,513	2,449	1,989	1,402	1,043																																		
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度																																		
適用件数	1,153	554	211	85	76																																		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計																																		
適用件数	37	14	13	9	15,548																																		
		② 適用額	—  【算定根拠】 —																																				
		③ 減収額	<p>○平成 23 年 3 月 11 日以降の減収額（推計）</p> <p>減収額（推計）（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>367</td> <td>136</td> <td>110</td> <td>76</td> <td>59</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>66</td> <td>30</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>864</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	減収額	367	136	110	76	59		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	減収額	66	30	11	4	3		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計	減収額	1	1	0	0	864
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																		
減収額	367	136	110	76	59																																		
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度																																		
減収額	66	30	11	4	3																																		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計																																		
減収額	1	1	0	0	864																																		

			<p>(※1) 日本政策金融公庫中小企業事業、商工中金及び支援事業に係るものの合計</p> <p>(※2) H23年度実績には、H23年3月11日～3月末までの実績を含む。</p>
			<p>【算定根拠】</p> <p>—</p>
		④ 効果	<p>《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》</p> <p>—</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</p> <p>—</p> <p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は、東日本大震災の被災者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—